

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等

(総務省告示第85号(令和元年7月1日施行、令和3年2月18日一部改正)、総務省告示第180号(令和2年7月1日施行、令和2年12月25日一部改正))

周波数の範囲 (注1)	使用可能期間	等価等方 輻射電力 (注2)	備考
72.54MHzから72.66MHzまで	令和4年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	令和4年6月30日まで	10W以下	
143MHzから143.21MHzまで	令和7年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
147MHzから147.21MHzまで	令和7年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
161.2MHzから161.275MHzまで	令和3年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
207.5MHzから222MHzまで	令和4年3月31日まで	200W以下	
342.16875MHzから342.20225MHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 2周波方式によるこの周波数の範囲の 使用は、358.66875MHzから 358.70225MHzまでの周波数の範囲と 対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 2周波方式によるこの周波数の範囲の 使用は、342.16875MHzから 342.20225MHzまでの周波数の範囲と 対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
393.6MHzから394.3MHzまで	令和3年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
412.472MHzから412.7875MHzまで	令和3年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
412.8125MHzから413.2875MHzまで	令和3年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHzから427.5MHzまで	令和6年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
428MHzから428.4MHzまで	令和7年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	令和3年6月30日まで	5W以下	福島県の区域を除く。
2294MHzから2296MHzまで	令和6年6月30日まで	1W以下	
5012MHzから5025MHzまで	令和6年6月30日まで	5W以下	青森県及び福島県の区域を除く。
12.8GHzから12.95GHzまで	令和6年6月30日まで	1W以下	
15.5GHzから15.6GHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	
19.52GHzから19.58GHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	宮城県、山形県及び福島県の区域を除く。
25.87GHzから25.945GHzまで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
26.725GHzから26.735GHzまで	令和3年6月30日まで	1W以下	
31.05GHzから31.2GHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	令和4年6月30日まで	1W以下	
39.625GHzから40.375GHzまで	令和3年6月30日まで	0.1W以下	
44.1GHzから44.8GHzまで	令和3年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は5W以下。
45.5GHzから47GHzまで	令和3年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は5W以下。
48.4GHzから48.7GHzまで	令和4年6月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	令和4年6月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	令和4年6月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
92GHzから100GHzまで	令和4年6月30日まで	0.1W以下	

注1 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

注2 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。